

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を八十九億二千四百九十五万円減少することいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は、令和七年四月三十日付官報の号外第九十七号八十五頁に掲載されています。

令和八年二月二十日

東京都千代田区丸の内一丁目一番一号
新都心プロバティ特定目的会社

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金九億五千六百万円減少することいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

<https://www.web-public-notice.jp/44K456S-00031>

令和八年二月二十日

東京都港区虎ノ門三丁目二番一〇―二〇
一号

ジーテン・ジャパン・ワン特定目的会社

取締役 中村 武

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金四億五千万円減少することいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

<https://www.web-public-notice.jp/44K456S-00045>

令和八年二月二十日

東京都港区虎ノ門三丁目二番一〇―二〇
一号

ジャパン・アカイシ特定目的会社

取締役 中村 武

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金九億円減少することいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

<https://www.web-public-notice.jp/44K456S-00054>

令和八年二月二十日

東京都港区虎ノ門三丁目二番一〇―二〇
一号

ジャパン・イワキ特定目的会社

取締役 中村 武

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金一億七千万円減少することいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

<https://www.web-public-notice.jp/44K456S-00050>

令和八年二月二十日

東京都港区虎ノ門三丁目二番一〇―二〇
一号

ジャパン・ホタケ特定目的会社

取締役 中村 武

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金三億円減少することいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

<https://www.web-public-notice.jp/44K456S-00033>

令和八年二月二十日

東京都港区虎ノ門三丁目二番一〇―二〇
一号

ジャパン・アサマ特定目的会社

取締役 中村 武

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金九億八百三十万円減少することいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

<http://www.asa-epn.jp/ir/00000346/1f20/>

令和八年二月二十日

東京都港区虎ノ門三丁目二番一〇―二〇
一号

辻堂ホールディング特定目的会社

取締役 栗国 正樹

債権申出の催告(第二回)

当社規約型企業年金は、令和七年十二月九日に確定給付企業年金法第八十六条第三号に該当したことに終了したので、当社規約型企業年金に債権を有する者は、第一回公告掲載(令和八年二月十三日)の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは、清算から除斥します。

令和八年二月二十日

東京都青梅市東青梅二丁目一番地の八

株式会社東洋レンズ

規約型確定給付企業年金清算人 破産者

株式会社東洋レンズ

破産管財人 幸村 俊哉

債権申出の公告(第三回)

当規約型確定給付企業年金は、令和八年一月一日確定給付企業年金法第八十三条第一項第一号に該当したことに終了したので、当規約型確定給付企業年金に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年二月十日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二十日

石川県金沢市古府町南四五九番地

アップティ株式会社確定給付企業年金

清算人 西村 康司

訂正公告

令和八年二月十日(号外第二十九号)掲載の資本金の額の減少公告及び決算公告(枠組)中、第五十二期決算公告中、うち当期純利益「(1,071,847)円」を「(1,071)」の誤りにつき訂正します。

令和八年二月二十日

静岡市清水区大坪一丁目九番一〇号

合同トラック株式会社

代表取締役 市川 進一

訂正公告

令和八年二月十六日(号外第三十二号)掲載の解散公告中、「仲田屋株式会社」とあるは「株式会社仲田屋」の誤りにつき訂正します。

令和八年二月二十日

坂店

正 誤

ページ 行 誤 正

令和三年三月二十六日(号外第七十号)文部科学省告示第四十七号(特別史跡に地域を追加して指定する件)

九上 表中間係平成五年文部省平成五年文部省告示第百五十一号告示第百五十二号

一四下 表中間係平成五年文部省平成五年文部省告示第百五十一号告示第百五十二号

一六下 表中間係平成五年文部省平成五年文部省告示第百五十一号告示第百五十二号

六四下 表中間係平成五年文部省平成五年文部省告示第百五十一号告示第百五十二号

六四下 表中間係平成五年文部省平成五年文部省告示第百五十一号告示第百五十二号

六四下 表中間係平成五年文部省平成五年文部省告示第百五十一号告示第百五十二号

六四下 表中間係平成五年文部省平成五年文部省告示第百五十一号告示第百五十二号

六四下 表中間係平成五年文部省平成五年文部省告示第百五十一号告示第百五十二号

六四下 表中間係平成五年文部省平成五年文部省告示第百五十一号告示第百五十二号

六四下 表中間係平成五年文部省平成五年文部省告示第百五十一号告示第百五十二号

六四下 表中間係平成五年文部省平成五年文部省告示第百五十一号告示第百五十二号

六四下 表中間係平成五年文部省平成五年文部省告示第百五十一号告示第百五十二号

六四下 表中間係平成五年文部省平成五年文部省告示第百五十一号告示第百五十二号

六四下 表中間係平成五年文部省平成五年文部省告示第百五十一号告示第百五十二号

六四下 表中間係平成五年文部省平成五年文部省告示第百五十一号告示第百五十二号

六四下 表中間係平成五年文部省平成五年文部省告示第百五十一号告示第百五十二号

六四下 表中間係平成五年文部省平成五年文部省告示第百五十一号告示第百五十二号

六四下 表中間係平成五年文部省平成五年文部省告示第百五十一号告示第百五十二号

六四下 表中間係平成五年文部省平成五年文部省告示第百五十一号告示第百五十二号

六四下 表中間係平成五年文部省平成五年文部省告示第百五十一号告示第百五十二号

六四下 表中間係平成五年文部省平成五年文部省告示第百五十一号告示第百五十二号

六四下 表中間係平成五年文部省平成五年文部省告示第百五十一号告示第百五十二号

六四下 表中間係平成五年文部省平成五年文部省告示第百五十一号告示第百五十二号

六四下 表中間係平成五年文部省平成五年文部省告示第百五十一号告示第百五十二号

六四下 表中間係平成五年文部省平成五年文部省告示第百五十一号告示第百五十二号

六四下 表中間係平成五年文部省平成五年文部省告示第百五十一号告示第百五十二号

六四下 表中間係平成五年文部省平成五年文部省告示第百五十一号告示第百五十二号

六四下 表中間係平成五年文部省平成五年文部省告示第百五十一号告示第百五十二号

六四下 表中間係平成五年文部省平成五年文部省告示第百五十一号告示第百五十二号

六四下 表中間係平成五年文部省平成五年文部省告示第百五十一号告示第百五十二号

六四下 表中間係平成五年文部省平成五年文部省告示第百五十一号告示第百五十二号

六四下 表中間係平成五年文部省平成五年文部省告示第百五十一号告示第百五十二号

六四下 表中間係平成五年文部省平成五年文部省告示第百五十一号告示第百五十二号

六四下 表中間係平成五年文部省平成五年文部省告示第百五十一号告示第百五十二号

六四下 表中間係平成五年文部省平成五年文部省告示第百五十一号告示第百五十二号

六四下 表中間係平成五年文部省平成五年文部省告示第百五十一号告示第百五十二号

六四下 表中間係平成五年文部省平成五年文部省告示第百五十一号告示第百五十二号

六四下 表中間係平成五年文部省平成五年文部省告示第百五十一号告示第百五十二号

六四下 表中間係平成五年文部省平成五年文部省告示第百五十一号告示第百五十二号

六四下 表中間係平成五年文部省平成五年文部省告示第百五十一号告示第百五十二号

六四下 表中間係平成五年文部省平成五年文部省告示第百五十一号告示第百五十二号

八三 三 東京都江東区 東京都台東区